

平成28年熊本地震検証報告書

(概要版)



大分県
平成28年12月

平成28年熊本地震の検証

検証の目的

- ・南海トラフ巨大地震など、今後発生が懸念されている大規模災害に備えるため、平成28年熊本地震における県の対応について検証を行い、今後の災害対応に資することを目的とする。

検証の対象

- ・検証の対象は、おおよそ前震から初動対応終了までの間（4月14日から4月28日まで）の県の活動とする。なお、検証にあたっては、当県が災害対応等を行う中で知り得た範囲で熊本における課題も対象に加えた。

検証の項目

- (1) 災害情報
 - (2) 避難者支援
 - (3) 支援物資
 - (4) 災害対策本部
 - (5) その他
- （1）、（2）、（3）の項目については、ワーキンググループで検証

※検証にあたっては、熊本県における課題も対象とする。

検証の経過

- (1) アンケート調査の実施 <大分県防災会議の委員を中心とした関係機関>
県、市町村、九州地方整備局・自衛隊等国の機関並びに日本赤十字社大分県支部、ボランティア、電力会社、通信各社及び報道各社による課題の抽出
- (2) 聴き取り調査の実施
関係団体への聴き取りによる検証を実施
- (3) ワーキンググループ会議による検討
市町村、自衛隊、社会福祉協議会、研究者等をアドバイザーとして招いたワーキンググループによる検証を実施

第1 災害情報

項目	具体的な取組内容
<p>1 災害情報の収集・関係機関との共有</p> <p>(1)被害状況等の把握のための災害情報について事前ルールの確認・見直し等</p>	<p>○災害対応時の情報収集項目の整理及びマニュアル化【28年度～29年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各段階で求められる災害全般状況の把握に必要な情報収集項目、あるいは、応急対策の具体化に必要な項目等を事前に整理した災害情報収集要領を策定するとともに、訓練等を通じて検証、見直しを継続的に実施 <p>○県の各種マニュアルの見直し及び市町村の各種マニュアルの見直し等を支援【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムライン形式で災害対応のフェーズごとに実施すべき業務の整理等 ・受援が必要となる業務の洗い出しや時系列別の整理、受援側として責任を持った判断のできるリーダーの明確化等を意識した、「受援計画」等各種マニュアルの見直し・整理等 ・県や市町村におけるBCP、受援計画、各種マニュアルの作成、見直しの推進及び支援(研修会の実施等) <p>○市町村の災害対策本部設置・運営訓練等の実施を支援【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の災害対策本部における避難勧告・指示等の決定及び発表、関係機関への応援要請、住民等からの問合せや救助要請への対応など実践的な訓練の実施を支援
<p>(2)情報の収集及び共有の強化</p>	<p>○県の情報収集体制を整備、強化【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡員、災害時緊急支援隊の体制の見直し、強化 <ul style="list-style-type: none"> →研修、訓練の実施、派遣予定先市町村との「顔の見える関係」の構築等 ・情報連絡員、災害時緊急支援隊の役割や業務内容等を明記した業務マニュアルの作成 ・県と市町村との災害時情報収集・共有に関する合同研修会の開催 ・振興局ブロック単位での訓練等の実施等 ・情報共有や処理の迅速化等に対応するための県災害対策本部要員の増員 ・治安対策部の情報収集体制を整備、強化 <p>○タブレット端末を活用した情報収集・共有が可能となる環境整備【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存タブレット端末の活用 <ul style="list-style-type: none"> →通信モデム(モバイルWi-Fiルーター)と組合せ、WEBメール等の利用により災害現場から情報提供 ・実証用タブレット端末の活用 <ul style="list-style-type: none"> →庁内LANと通信が可能なモバイルワーク環境を整備し(平常時はモバイルワーク実証用端末として利用、災害時は災害対応に転用)、県災害対策本部との画像・映像情報等の迅速な共有や各種防災システムの災害現場での利用 ・職員の端末(スマートフォン)からの県庁内メールシステムの利用 <ul style="list-style-type: none"> →被災市町村等への派遣職員との情報共有、災害時の参集不可職員との連絡調整及び居住地周辺情報の共有等

第1 災害情報

項目	具体的な取組内容
<p>1 災害情報の収集、関係機関との共有</p> <p>(2)情報の収集及び共有の強化</p>	<p>○災害情報共有ツール「大分県広域防災ポータルサイト(防災GIS)」を更新【28～29年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災GISの更新(新システム)の検討 <ul style="list-style-type: none"> →県と市町村双方の災害対策本部業務の効率的かつ効果的な実施を支援するシステム(災害対応支援システム)への更新に向けての検討 (県と市町村で構成する「大分県災害対応支援システム検討会議」を設置) <p>○SNS(Twitter)を活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報等の把握【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS(Twitter)分析のシステムを活用した災害情報の収集・分析 <ul style="list-style-type: none"> →国立研究開発法人情報通信研究機構が無料公開している対災害SNS情報分析システム「DISAANA」(ディサーナhttp://disaana.jp/)や、平成28年10月18日から試験公開を始めた「D-SUMM」(ディーサムhttp://disaana.jp/d-summ/)の活用及び検証等 ・ドローンの導入(H28.7 1機)及び操縦研修会(H28.7)の実施
<p>2 災害情報の県民等への提供</p> <p>(1)県民が必要とする情報の早期発信</p>	<p>○災害時における県民等への迅速かつ計画的な公表など災害情報発信を充実【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部の「広報班」を「広報・情報発信班」に改組(H28.7) ・災害時における県民相談窓口を県庁ホームページ等で周知及び相談体制を強化 ・SNS(県公式Facebook及び同Twitter)での災害情報発信の内容等を充実 <ul style="list-style-type: none"> →SNSで発信する項目(災害情報、避難関係情報 等)を事前に整理、発信手順、発信内容等を含めマニュアルに反映 ・「県民安全・安心メール」を活用した広報ツール(県公式Facebook及び同Twitter)の周知(アドレス添付等) <p>○関係機関(国、NEXCO、隣接県等)との連絡体制の強化や災害時の連絡・情報共有の効率化・迅速化と通行可能情報発信を強化【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通行止情報の共有方法に係る関係機関(国、NEXCO、隣接県等)との調整 ・広域の幹線道路網図(緊急輸送道路網図)の作成 ・通行可能情報の県庁ホームページやSNS(県公式Facebook及び同Twitter)等での情報発信及び報道機関等への情報提供

第1 災害情報

項目	具体的な取組内容
<p>2 災害情報の県民等への提供</p> <p>(2)外国人(留学生、観光客等)への情報提供、安全・安心の確保</p>	<p>○被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等の支援を行うため、県災害対策本部被災者救援部に「外国人救援班」を新設【28年度】</p> <p>【業務】 (1)在外公館、避難所(市町村)との連絡調整 (2)市町村からの要請に基づく避難所での外国人対応 (3)そのほか外国人の状況把握及び対応</p> <p>・ボランティアの確保及び研修の実施</p> <p>○災害関連情報(対処法、避難所情報等)を多言語で発信する「大分県災害時多言語情報センター」を設置【28年度】</p> <p>・大規模災害時、県庁内に「大分県災害時多言語情報センター」を設置</p> <p>【業務】 (1)県庁ホームページやSNS(県公式Facebook及び同Twitter)で県災害対策本部の情報等を多言語で発信 (2)留学生が多数在籍する大学へ情報等を多言語で発信 (3)外国人からの問い合わせに対する電話対応</p> <p>・センターの業務等を大学や観光関係団体に事前周知 ・翻訳ボランティアの確保 ・センター運営マニュアル等による研修の実施</p>
<p>(3)報道機関への情報提供のルールづくり</p>	<p>○災害時の報道機関に対する情報提供や県災害対策本部の公開等をルール化【28～29年度】</p> <p>・県災害対策本部会議の公開及び会議終了後の記者会見のルール化 →本部会議は冒頭のみ取材、会議終了後の記者会見は防災局長から会議内容等を説明 →プレスルームは県庁舎新館6階に設置(当面の間)</p> <p>・報道提供の時期、発表項目等について、県と市町村の合同研修会等を通じた県災害対策本部各対策部及び市町村との共有化</p>

第2 避難者支援

項目	具体的な取組内容
1 避難所運営 (1) 避難所の運営方法の 確立	<p>○「大分県避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の改定等による市町村のマニュアル策定等に対する支援【28～29年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の見直し <ul style="list-style-type: none"> →避難所運営主体の明確化、相談窓口の設置、プライバシー確保策(更衣室、授乳室、保健室等の確保、間仕切りの設置等)、ペット同行避難スペースの確保等 ・市町村の「避難所運営マニュアル」策定を支援 <ul style="list-style-type: none"> →市町村や防災士等を対象とした、県が改正した「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の説明会の開催及び市町村のマニュアル策定を支援
	<p>○市町村が防災士や自主防災組織と連携して実施する避難所運営訓練等に対する支援【28年度～】</p>
	<p>○ペットの同行避難者への対応等を規定した「大分県被災動物救護対策指針」の周知を通じた、市町村のペット対策への取組を支援【28年度～】</p>
	<p>○学校施設等を避難所として使用する場合のルールづくり(指定外の学校施設等が避難所になった場合の対応を含む)及び市町村・施設管理者合同による避難所運営マニュアルの作成【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の見直し <ul style="list-style-type: none"> →学校施設等を避難所として使用する場合(指定外の学校施設等を避難所に使用する場合を含む)の開設・運営等のルールの明確化 ・市町村の「避難所運営マニュアル」策定を支援 <ul style="list-style-type: none"> →市町村や防災士等を対象とした、県が改正した「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の説明会の開催及び市町村のマニュアル策定を支援 ・市町村(防災担当部局)と施設管理者(市町村教育委員会等)合同による避難所運営ルールの作成 <ul style="list-style-type: none"> →勤務時間外における施設の開錠者、使用可能施設の確認等
	<p>○女性警察官により編成した避難者支援部隊による立ち寄り、声かけ等の実施【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の不安解消、心のケアを目的に女性特別機動隊員から被災者支援部隊「SAKURA」の編成及び避難所への立ち寄り等の実施 ・被災者支援部隊に対する研修の実施

第2 避難者支援

項目	具体的な取組内容
1 避難所運営 (2)健康・衛生面の管理 徹底	<p>○県及び市町村保健師の連携強化による、避難所の巡回指導等の強化・充実【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の見直し →県と市町村との連携による避難者への保健医療サービスの提供等 ・市町村の「避難所運営マニュアル」策定を支援 →市町村や防災士等を対象とした、県が改正した「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の説明会の開催及び市町村のマニュアル策定を支援 ・県と市町村の保健医療機関及び保健師間等のさらなる連携の強化
	<p>○簡易トイレ(洋式)の備蓄量・備蓄場所の見直し及び市町村の備蓄に対する支援【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の見直し →指定避難所におけるトイレの必要数の確認、不足分に対応した簡易トイレの確保等 ・市町村の「避難所運営マニュアル」策定を支援 →市町村や防災士等を対象とした、県が改正した「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の説明会の開催及び市町村のマニュアル策定を支援 ・トイレの必要数の確保に向けて、市町村が行う備蓄確保に対しての支援
	<p>○下水道施設等の耐震化やマンホールトイレシステムの導入に取り組む市町村の技術支援を実施【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンホールトイレシステムの活用推進及び下水道施設等の耐震化の促進のため、市町村下水道事業担当者に国の補助事業(下水道総合地震対策事業)の周知 ・先進地の取組事例の紹介等を目的とした講習会の開催(年2回程度) ・マンホールトイレシステムの導入状況や下水道施設の耐震化状況についての進捗確認
	<p>○避難所におけるし尿処理(仮設トイレの手配)等を規定する市町村災害廃棄物処理計画の策定に対する支援【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の見直し →衛生的なトイレ機能の確保策(避難者による定期的な清掃等)等 ・市町村の「災害廃棄物処理計画」早期策定又は見直しを支援 →し尿処理体制を確保するための関係機関との調整等 ・市町村の「避難所運営マニュアル」策定を支援 →市町村や防災士等を対象とした、県が改正した「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」や「大分県災害廃棄物処理計画」の説明会の開催及び市町村のマニュアル策定を支援

第2 避難者支援

項目	具体的な取組内容
<p>2 指定避難所外対策</p> <p>(1) 指定外避難所や車中泊避難者の把握、指定避難所に来ない避難者への対応</p>	<p>○避難所外避難者の実態把握方法の確立について、説明会の開催等による市町村支援を実施【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none">・県の「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の見直し<ul style="list-style-type: none">→避難所外避難者の実態把握・安否確認(市町村や警察・消防、保健師、自主防災組織や消防団等の地元住民による巡回・戸別訪問)等・市町村の「避難所運営マニュアル」策定を支援<ul style="list-style-type: none">→市町村や防災士等を対象とした、県が改正した「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の説明会の開催及び市町村のマニュアル策定を支援
	<p>○指定避難所の環境整備の促進</p> <p>○指定避難所における救援内容の情報発信の仕組みづくりへの市町村支援【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村による避難所施設耐震化状況の事前確認、非構造材も含めた避難所施設耐震化を検討・県の「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の見直し<ul style="list-style-type: none">→指定避難所開設の周知・広報活動→指定避難所における救援体制・内容を被災者に情報発信する仕組みの確立(自主防災組織や消防団等の地元住民との連携によるチラシの配布・戸別訪問、防災無線の活用等)等・市町村の「避難所運営マニュアル」策定を支援<ul style="list-style-type: none">→市町村や防災士等を対象とした、県が改正した「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の説明会の開催及び市町村のマニュアル策定を支援

第2 避難者支援

項目	具体的な取組内容
<p>2 指定避難所外対策</p> <p>(1) 指定外避難所や車中泊避難者の把握、指定避難所に来ない避難者への対応</p>	<p>○指定避難所等での支援物資の受取りや保健師の巡回等避難者支援に関する情報の周知を徹底【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の見直し <ul style="list-style-type: none"> →指定避難所における救援体制を被災者に情報発信(自主防災組織や消防団等の地元住民との連携によるチラシの配布・戸別訪問、防災無線の活用や、SNS等の情報共有媒体の活用検討等) ・市町村の「避難所運営マニュアル」策定を支援 <ul style="list-style-type: none"> →市町村や防災士等を対象とした、県が改正した「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の説明会の開催及び市町村のマニュアル策定を支援 ・今回の熊本地震でも実施した取組の徹底 <ul style="list-style-type: none"> →避難所入口付近に相談窓口を設置 →手洗い用消毒液、液体石けん、ペーパータオル、マスクを整備 →手洗いや手指消毒、マスクの使用の徹底についての呼びかけ →啓発用ビラの配布 →健康支援を要する方のリストアップ及び支援体制の整備 <p>○相談窓口の設置や巡回指導によるエコノミークラス症候群の予防など、市町村による健康管理への対策を要請【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の熊本地震でも実施した取組の徹底 <ul style="list-style-type: none"> →相談窓口及び(相談窓口への)誘導表示を設置 →巡回指導によるエコノミークラス症候群の予防、熱中症への注意喚起(弾性ストッキングの配布など) <p>○災害時の車中泊防止が必要な施設のリスト作成及び事前周知並びに車中泊避難者の実態把握・支援の仕組みの確立【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の見直し <ul style="list-style-type: none"> →被災者に対する支援を行う関係車両の通行や駐車スペースを確保するため、車中泊用車両等の駐車を防止する必要がある防災拠点施設等のリスト作成及び事前周知 →発災時には、「進入禁止」看板の設置等による駐車規制の実施 →車中泊避難者の実態把握及び支援(車中泊避難が可能な場所のリスト作成、自主防災組織や消防団員等によるリストに掲載した場所への巡回、SNS等の情報共有媒体の活用検討)等 ・市町村の「避難所運営マニュアル」策定を支援 <ul style="list-style-type: none"> →市町村や防災士等を対象とした、県が改正した「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」の説明会の開催及び市町村のマニュアル策定を支援

第2 避難者支援

項目	具体的な取組内容
<p>3 要配慮者への対応</p> <p>(1) 地域における避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所の運営や受け入れ基準等</p>	<p>○避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の事前提供、個別計画作成の取組を推進【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前同意の取得等に関する他県市町村の事例等の収集及び市町村への提供 <p>○福祉避難所の対応について、マニュアルの作成や研修会の開催等による市町村支援を実施【29年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の「福祉避難所開設・運営マニュアル」の見直し <ul style="list-style-type: none"> →福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所総合マニュアル(仮称)」の作成 ・「福祉避難所総合マニュアル(仮称)」も活用した市町村職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会の実施 ・福祉避難所用備蓄物資の整備に対する支援策の検討
<p>4 ボランティアへの対応</p> <p>(1) 被災者の支援ニーズとボランティア希望等の調整</p>	<p>○災害ボランティアセンターの早期立ち上げ【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村災害ボランティアネットワーク協議会の設立促進、連携強化 <p>○災害ボランティアセンター運営リーダー、スタッフのさらなる育成【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター運営リーダーの現地研修の実施 ・災害ボランティアセンター運営リーダーの資質向上、行政職員との連携のための研修の実施 ・災害ボランティアセンターでリーダーの指示を受け業務を担当する運営スタッフ拡充のための研修の実施 <p>○避難所運営スタッフが被災者ニーズを災害ボランティアセンターに繋ぐ仕組みづくりなど、行政と社会福祉協議会との連携強化【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県災害ボランティアセンターを運営する県社会福祉協議会との協働による被災者ニーズを効率的に調査・集計する仕組みの構築 ・市町村災害ボランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会と避難所運営をマネジメントする市町村の両方で被災者ニーズを共有する仕組みの構築
<p>5 被災者台帳システム</p> <p>(1) 罹災証明関連業務の標準化</p>	<p>○被災者台帳システムの導入について、仕様や必要な経費等について市町村と総合的に検討【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者を支援するシステムの導入の検討 ・災害に係る住家被害認定業務の実施体制の強化

第3 支援物資

項目	具体的な取組内容
<p>1 物資輸送拠点の確保</p> <p>(1)代替施設による拠点機能の確保</p>	<p>○九州各県が保有する施設の相互利用や、県外の民間倉庫等の利用の検討【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州各県の物資輸送拠点の相互利用等 <ul style="list-style-type: none"> →九州・山口各県で、物資輸送拠点等を相互に利用して物資輸送を行う仕組みづくりについて、今後九州地方知事会の政策連合の取組として提案、検討 →県外の民間倉庫の利用については、発災時において必ずしも指定した倉庫が利用できるとは限らない一方で、今回の熊本地震のように有効な代替施設となり得るため、その利用に係る依頼方法など、九州運輸局等と協議しながら手順を設定(広域受援計画の見直し) <p>○市町村が保有する施設の相互利用や、県内の民間倉庫等の利用の検討【28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の物資輸送拠点等の確保 <ul style="list-style-type: none"> →市町村の物資輸送拠点について、耐震性、屋根の有無、フォークリフト利用の可否などの視点で見直しを依頼 →県及び市町村相互間の災害時応援協定に基づき、支援側の市町村の物資輸送拠点を利用して被災市町村を支援ができるよう拠点のネットワーク機能を強化 →県内の民間倉庫等の利用について、あらかじめ県内の業界団体と協定を締結するなど体制を整備(広域受援計画の見直し(再掲))
<p>2 輸送手段の確保</p> <p>(1)確実に避難所へ配送できる輸送体制の構築</p>	<p>○輸送業・倉庫業などの民間事業者との協定締結の推進【28～29年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域輸送や地域内輸送に対応するための輸送事業者等との協定締結 ・被災者等の輸送に係る大分県バス協会との輸送協定の締結 ・物資輸送拠点以外での車両への物資積み卸しに必要な人員、機材の確保対策の整備 ・市町村職員、振興局職員等による対応、輸送協定に基づくフォークリフト手配 ・輸送協定未締結の市町村に対する協定締結に向けた支援 ・車両などへの燃料の優先供給方法の改善 ・民間事業者のノウハウ等を導入して支援物資の保管・管理・出庫作業などを円滑に進めるための大分県倉庫協会との物資保管協定の締結 <p>○支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化【28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大分県広域受援計画」の見直し(再掲) <ul style="list-style-type: none"> →発災時の物資輸送・物資保管における県、市町村、民間事業者等の役割分担について、発災後のフェーズごとに整理し、明確化

第3 支援物資

項目	具体的な取組内容
2 輸送手段の確保 (2) 孤立集落等への代替輸送方法の確立	○ヘリコプター等を利用した支援物資の輸送方法の検討【28年度～】 ・「大分県大規模災害時ヘリコプター災害対策活動計画」の見直し
3 支援物資のニーズ把握及び円滑な管理 (1) プル型物資支援における県への要請	○物資受発注システム導入の検討【28年度～】 ・システム導入に向けての検討 ・タイムラインに応じた必要物資の整理及びプッシュ型とすべき“定番品目”とプル型とすべき品目を区分しての整理
4 備蓄物資の見直し (1) 支援物資の確保	○現物備蓄の品目追加や流通備蓄の確保のため、民間事業者との協定先を拡大【28年度～】 ・食料等が物資として搬送され、被災者に届くまでには一定の時間が必要となることを踏まえ、各家庭においても必要な水・食料を備蓄するなど自助の重要性を改めて住民に周知・啓発 ・県内市町村や九州・山口各県との間での備蓄物資リストの共有、最新の備蓄数量の更新 ・市町村における備蓄状況も踏まえ、ブルーシートや毛布など現物備蓄の品目及び数量の見直し及び新たな備蓄場所の確保の必要性の検証 ・民間事業者との流通備蓄物資協定の締結先の拡大

第4 災害対策本部

項目	改善に向けた取り組み
<p>1 大規模災害時における広域的対応や初動対応の強化</p> <p>(1)初動時における災害対策本部総合調整室への防災局経験者の配置・活用</p>	<p>○総合調整室を早期に立ち上げ、災害対策本部が支援活動を迅速に展開できるよう、他県例を参考にし、防災局経験者等を配置、有効活用する仕組みづくり、防災局職員以外の要員等についても、OJT(On the Job Training)として災害対策連絡室や災害警戒本部で情報収集を行い業務を経験する機会の検討【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none">・災害対策本部総合調整室に防災局経験者を配置、活用する仕組みを検討・災害対策本部で情報収集を行う情報収集班に配置された防災局職員以外の要員等について、災害対策連絡室や災害警戒本部で情報収集業務を経験する機会を設けることを検討
<p>(2)県内被災市町村に対し、他県等からの人的支援の「受援」をスムーズに受け入れ必要な人的支援を的確に行き渡らせるための体制の整備</p>	<p>○他都道府県等からの広域的な人的支援の受入れや県内市町村への人的支援の調整については総務部長が防災局長と連携して実施(広域応援のときも同様)【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none">・「大規模災害における人的応援・受援手順書(仮称)」の策定・県や市町村におけるBCP、受援計画、各種マニュアルの作成、見直しの推進及び支援(研修会の実施等)(再掲)・地域防災計画の改定
<p>2 災害対策本部、防災センターの機能強化</p>	<p>○現在、防災センターがある新館8階フロア全体の有効活用や新館エレベーターが停止した際の災害対策本部会議室の代替案、及び政府現地災害対策本部スペースの確保【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none">・災害対策本部会議室や防災センターのスペースの拡充や設置場所の検討・被災現場のヘリテレ映像等により早急に状況把握が行えるよう必要な受信機器等の整備・災害対応の長期化に備えた仮眠室や休憩室、シャワー室の設置の検討

第5 その他

項目	改善に向けた取り組み
<p>1 施設対策の推進</p> <p>(1) 県有施設等の防災対策強化</p>	<p>○地方機関の庁舎や公用車等の県有施設等の防災対策強化【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における初動対応や復旧作業を迅速かつ着実に行うため、液状化の危険度が高い地域や津波浸水想定区域内に立地している地方機関等の移転検討 ・警察本部も含め、県庁敷地内にある約180台の公用車についての既存の大手町駐車場も活用した駐車場整備 ・知事をはじめ危機管理上、県庁舎近隣に居住している職員等が居住する公舎の再整備
<p>(2) 県内自治体庁舎や避難所施設等における耐震化の推進や老朽化の対策</p>	<p>○県内自治体庁舎等の現状把握を行い、市町村の取り組みに対するフォローアップ等を実施【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村への聞き取り調査(5/20～26実施済み) ・耐震化推進や庁舎に関する長期的な方針についての助言 ・未耐震庁舎に関する取組状況のフォローアップ調査の実施 ・防災拠点としての位置付けの見直し・検討
<p>2 各種応援部隊への対応</p> <p>(1) 受援体制の強化</p>	<p>○大分県緊急消防援助隊受援計画の改正【28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県広域受援計画との整合性を図り、市町村ごとの宿営場所や進出拠点の時点修正 宿営場所について、できる限り被災者の避難施設と共用しない場所を選定し、被災者と隊員の心理的負担感軽減に配慮
<p>(2) 防災航空隊基地(県央飛行場)の機能強化</p>	<p>○防災航空隊基地(県央飛行場)の緊急消防援助隊ヘリベースとしての運用を再検証し必要な機能を整備【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空燃料の確保等 ・駐機スポットの整備 ・通信施設の整備 ・緊急消防援助隊支援体制の整備
<p>3 災害廃棄物への対応</p> <p>(1) 広域処理体制の整備</p>	<p>○大量の災害廃棄物処理のための広域処理体制の整備【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、九州内の県等自治体、民間団体、学識経験者等で構成する「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」において、九州全体で相互に連携して災害廃棄物処理を実施するための体制整備を検討

第5 その他

項目	改善に向けた取り組み
<p>4 南海トラフ地震 個別対処計画 の策定</p> <p>(1)南海トラフ地震対策に 関する個別対策計画</p>	<p>○「大分県南海トラフ地震対処計画」(仮称)を策定【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none">・予定していた県外からの部隊・物資等の支援を受けられず、県内に有する資源のみで一定期間対応することを想定し、県内に有する資源を明らかにし、活動の優先順位付けを行い対処する方法をあらかじめ明らかにするための計画を策定
<p>5 地震や津波の発生 と、原発事故との複 合災害時の対策</p> <p>(1)地震や津波の発生と、 原発事故との複合災害 時に備えた対策</p>	<p>○複合災害時の適切な避難行動について、説明会や訓練を通じて住民に周知徹底、屋内避難の指示を住民等に確実に伝達するための災害時情報伝達手段を確保【28年度～】</p> <ul style="list-style-type: none">・大分県原子力災害対策実施要領に基づく、県原子力防災訓練の実施・公共施設への屋内退避を想定した訓練の実施・新たな資機材の導入による体制の強化 →サーベイメーター、IP無線機などの必要資機材の導入

